

松江市告示第 169 号

松江市集会所整備事業補助金交付要綱（平成 17 年松江市告示第 36 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
(補助の対象等)		(補助の対象等)	
第 3 条 略		第 3 条 略	
略		略	
補助金交付の対象となる事業の内容	補助金交付の対象は、町内会・自治会等が実施する建築整備事業、取得事業、修繕整備事業及び建物賃借事業 <u>(以下「集会所整備事業」という。)</u> に要した経費とする。ただし、当該事業に係る用地取得関係費、造成工事費、特殊基礎工事費、新築工事に伴う既存建物の解体、撤去及び移転に要する費用、集会所以外の付属建物(物置、管理人住宅、門さく塀等 <u>をいう。</u>)の建築及び仮設施設に要する費用、備品購入費並びに事務費その他の附帯経費は、市長が特段の事情があると認めない限り補助金交付の対象としない。	補助金交付の対象となる事業の内容	補助金交付の対象は、町内会・自治会等が実施する建築整備事業、取得事業、修繕整備事業及び建物賃借事業 _____ に要した経費とする。ただし、当該事業に係る用地取得関係費、造成工事費、特殊基礎工事費、新築工事に伴う既存建物の解体、撤去及び移転に要する費用、集会所以外の付属建物(物置、管理人住宅、門さく塀等 _____)の建築及び仮設施設に要する費用、備品購入費並びに事務費その他の附帯経費は、市長が特段の事情があると認めない限り補助金交付の対象としない。

略		略	
終期	令和 5 年 3 月 31 日	終期	令和 4 年 3 月 31 日
<p>(補助金の交付の時期)</p> <p>第 4 条 市長が規則第 14 条第 1 項ただし書に該当すると認めた場合で、補助事業者が集会所整備事業に要した経費の支払いが可能であることが確認できる書類を提出したときは、同項本文の規定にかかわらず、補助金を補助事業の完了前(集会所整備事業の完了後であって、これらに要した経費の支払いを終える前をいう。以下同じ。)に交付することができる。</p> <p>2 前項の規定により補助事業の完了前に補助金の交付を請求する場合は、規則第 14 条第 2 項第 2 号に掲げる請求額内訳書に代わるものとして、集会所整備事業の実施に係る契約書又は請求書を添付するものとする。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第 5 条 前条第 1 項の規定により補助事業の完了前に補助金の交付を請求する場合は、規則第 12 条の補助事業等実績報告書に、同条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げるもののほか、集会所整備事業に要した経費の支払いを終えたことがわかる書類を添付するものとする。</p> <p>第 6 条 略</p>		<p>第 4 条 略</p>	

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。